

移住外国人に対する第二言語学習の内容比較

—ドイツ、韓国の事例分析—

○ 松岡洋子¹⁾ 足立祐子²⁾

(¹⁾ 岩手大学国際交流センター (²⁾ 新潟大学国際センター)

キーワード：移住者言語能力 言語習得プログラム 言語能力試験

1. 在住外国人の移住地言語習得と支援

国際的な政治、経済関係の多様化に伴い、出生地を離れ外国に移住する流動人口が拡大傾向にある。日本においては1980年代後半より外国人の流入が増加し始めた。2005年には正規の登録外国籍人口だけ見ても日本の総人口に占める割合は1.5%を超え、全人口の15%超が外国籍住民という自治体も見られるようになった¹⁾。このような現象に伴い、特にこれまで移民の受け入れに積極的ではなかった国々では、移住外国人および2世3世など移民的背景を有する住民の移住先言語能力の不十分さに起因するさまざまな問題が起きている。これに対して、外国人流入地域では移住者に対する言語施策が講じられるようになってきた。

本発表では、日本と同様に移民国家ではないドイツ、韓国において外国人受け入れの法律に基づき実施されている言語能力判定、第二言語としての移住先言語教育制度、支援体制、人材、内容等について調査資料を提示する。

2. ドイツの事例—新移民法とドイツ語習得プログラム

ドイツ連邦共和国（以下ドイツと略す）は第二次大戦後の経済復興期に多くの外国人労働者を受け入れてきた歴史を有するが、国籍の取得については長く血統主義をとり続けた。しかし、ヨーロッパ連合への加入、労働人口の減少などの諸事情により、国籍法改正（2000年）、新移民法の施行（2005年）など、正式に移民を受け入れるための政策転換が行われた²⁾。

新移民法の大きな特徴のひとつにドイツ語能力の重視があげられる。移住者のドイツへの社会統合に言語能力は不可欠な要素と位置づけられたものである。この法律では新規移住希望者に対してドイツ語能力のチェックを行い、能力が不十分と判断された場合、ドイツ語学習600時間およびドイツ事情オリエンテーション30時間の受講を義務付けた。これに伴い、従来、州や地方自治体レベルで実施されてきたサービスとしてのドイツ語学習支援事業の多くが連邦政府の管理下に移行された。言語学習機関ではヨーロッパ言語試験機関（ALTE）のフレームワークのB1レベル³⁾のドイツ語能力を言語能力証明の基準とし、日常生活の簡単な手続きやコミュニケーションができるレベルに到達するための言語学習支援が行われている。

3. 韓国の事例—雇用許可制と韓国語能力試験

大韓民国（以下、韓国と略す）では日本と同様、中小規模工場の労働力不足に悩まされ、外国人産業研修制度の活用などで外国人による単純労働力の補充を行ってきたが、不法就労や労働条件の劣悪さが社会問題化した。

政府は外国人労働力の合法的導入に対する企業側の要望に応え、2004年8月より2国間協定による外国人雇用許可制を導入し、外国人の非熟練労働力の受け入れを始めた⁴⁾。この雇用許可制では韓国語能力試験が課され、一定の韓国語能力を有する労働力の受け入れを行っている。これは韓国語能力の低さが外国人労働者問題の根底にあると考えられ、問題を回避するためにとられた施策である。韓国語能力試験は許可制施行1年後の2005年8月から実施されているが、送り出し国⁵⁾での韓国語教育受講後に受験し、合格者に就労が許可される。この試験は、同年3月に韓国労働部が公募により選定した韓国語世界化財団とハングル学会によって運営されている。また、雇用許可制と並存する海外投資企業産業研修生制度でも韓国語試験(Basic

KLPT)が2004年10月から中国で実施されている。このように、就労資格を得るために韓国語教育が送り出し各国で行われ、一定の能力を有する労働者の導入が図られたが、韓国入国後も就労に必要な韓国語および職場事情、関連法律などを学習する短期研修が韓国国際労働財団などの関連団体によって実施されている。

4. 内容比較

今回取り上げたドイツと韓国は移住者の受け入れの基本姿勢で大きな違いがある。ドイツは定住を前提に移住施策を進めているが、韓国では期間限定の労働力の導入に限定している。ドイツでは家族単位での移住が想定されており、移住者が学習するドイツ語は、経済、教育などさまざまな側面におけるドイツ社会への参加を可能にする社会統合型の内容である。一方、韓国の政策は単身で滞在する期限付き労働力の導入が目的であり、そこで求められる韓国語能力は韓国社会への統合ではなく、職場への適応、危険回避など職場適応型に限定される。

移住者に対する言語施策の比較例

	言語施策	管轄機関	対象	内容	特徴
ドイツ	新移民法 ・ドイツ語能力試験の実施 ・ドイツ語学習の義務化	ドイツ連邦 難民移民局	新移民 (コース定員に余裕があるときは旧移民の受講も可)	600時間のドイツ語学習 ・日常生活での簡単な手続きやコミュニケーションができる(ALTEフレームワークB1レベル)	長期移住 家族滞在 社会統合型
韓国	産業研修生事前研修制度 入国前韓国語能力試験 外国人雇用許可制 ・韓国語試験による就労許可 ・入国前韓国語教育	韓国労働部	海外投資企業産業研修生制度入国者 外国人雇用許可制入国希望者	産業現場での作業指示を理解し、危険表示を区分する事ができる (韓国語初級前半レベル)	短期労働 単身滞在 職場適応型

5. 課題

ドイツ、韓国いずれの施策もまだ始まって間もないが、移住者の言語能力の重要性を施策に位置づけていることに共通点がある。施策実施後一定期間経過後には言語学習やテストの方法、内容、実効性についての検証が必要である。それぞれの目的を有する移住者にとって必要な言語能力とはどのようなものか、今後も研究を継続し明らかにしていきたい。

*この研究は日本学術振興会科学研究費補助金「移住者と受け入れ住民の多文化的統合を視座とした共通言語教育」(課題番号16320069・研究代表者:松岡洋子)を受け実施している。

1 法務省入国管理局「平成17年度版出入国管理」(2005)より

2 この政策転換により移民、あるいはドイツ国籍取得者の増加は認められず、新政策は実質的には移民の流入を制限する方向に機能している。

3 ALTEの言語能力基準のフレームワークについては<http://www.alte.org/>を参照。この基準は6レベルに分類され技能別にそれぞれのレベルでできるコミュニケーション項目を定めていることからCan-do scale/systemと呼ばれる。

4 雇用許可制施行後も産業研修生制度は移行期の措置として平行して実施されているが、韓国労働部の見解では2007年には雇用許可制に統一される予定である。

5 フィリピン、モンゴル、ベトナム、スリランカ、タイ、インドネシアと協定が結ばれた。